

仕様書（企画提案時）

- 1 契約件名 福岡市政 PR 業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 3 履行場所 市長室広報戦略室広報戦略課

4 委託の目的

本市では、主要施策について、市民の認知度向上および理解促進を図ることを目的に、効果的かつ広範な情報発信を行っている。

本委託業務では、前述の目的を達成するために、別途制作する下記動画コンテンツを用いて、テレビCMにより幅広い年代への周知を行うとともに、SNS や WEB 等を活用して若年層への訴求を図ることで、市民の施策に対する理解・関心の向上を目指すものである。

【令和8年度の福岡市政 PR 動画について】

(1) 内容

以下2本の PR 動画の制作・放映を予定

【A】

テーマ	身近な暮らしをもっと安全・安心・快適に
内容	まちの成長で生まれた税収を、道路の整備（区画線の引き直し、歩道のがたつき）や公園トイレの整備（トイレの洋式化、清掃回数の増）といった、市民に身近で安心・快適なまちづくりに活かしていることを PR する内容

【B】

テーマ	子育てしやすいまち
内容	乳幼児健診の拡充、医療的ケア児への支援拡充、一時預かり施設や子どもプラザの増設など、引き続き子育てしやすいまちづくりに取り組んでいることを PR する内容

(2) 動画の仕様

アニメーション・30秒（【A】・【B】共通）

（参考）過去制作動画



https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/kikaku/shisei/pr_movies.html

5 業務内容

(1) テレビCM放映

○ CM放映量

A・Bそれぞれ270PRP以上とし、総放映量は540PRP以上とする。

○ CM放映時期・期間

【A】令和8年9月～10月、【B】令和8年12月～令和9年1月の各期間内において、それぞれ通算2週間程度（A・B合計で通算4週間程度）とする。なお、放映期間は連続した2週間でなくても問題ないものとする。

○ 放送局等

福岡地区の民間放送局5局すべてでの放映を必須とし、事業者においてPR効果を最大化できるよう放映計画を検討のうえ提案すること。

○ その他

- ・CM放映に係るテレビ局へのCM素材の送稿（オンライン送稿を想定）については、オンライン送稿システムへの素材アップロード、10桁CMコードの登録及び各放送局への送稿指示までの一連の作業を、発注者（動画制作事業者）において実施するものとする。また、これらに要する費用については、発注者の負担とする。
- ・CM放映にあたっては事前に放映計画（線引表）を作成し、発注者と協議を行うこと。

(2) その他のプロモーション

福岡市政PR動画について、市民への視聴促進及び認知拡大を図るため、テレビCM以外の手法（SNS、WEB、その他の媒体等）を活用した効果的なプロモーション施策を企画・実施すること。プロモーション施策の実施時期については、テレビCMの放映時期を踏まえ、効果的な時期及び期間を事業者において検討のうえ提案すること。

なお、PR動画そのものを活用する手法に限らず、動画内容やテーマと連動したその他効果的なプロモーション手法についても、提案を妨げないものとする。

6 成果物

実施報告書

以下についてまとめた報告書を電子及び紙（1部）で提出すること。成果は、数値等できるだけ具体的かつ客観的に示すこと。

(1) CM放映の実績（放送局及びタイムランク別の放映本数等）

(2) その他のプロモーションについて、実施したプロモーション施策の概要及び実績（活用媒体、配信内容、表示回数、リーチ数、動画再生数、視聴完了率等）

7 特記事項

(1) 受注者は、本委託の遂行（成果物を含む）にあたり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。

(2) 本業務の遂行に必要な一切の経費はすべて委託費に含まれる。

(3) 業務の履行にあたっては、発注者との連絡調整を密にし、円滑な業務遂行に努めること。

(4) 本書に定めのない事項または定める事項に疑義が生じた場合には発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。